

○ふじみ野市防犯推進条例

平成17年10月1日
条例第126号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心なまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにし、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の促進を図り、もって市民が安心して住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 犯罪 犯罪のうち、建築物に侵入して行われる侵入犯罪及び道路、駅、駐車場、公園その他公共の場所において行われる街頭犯罪をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安心なまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、人権を尊重した自主的な防犯活動が積極的に推進される環境づくりを目的として行うものとする。

2 犯罪のない安心なまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が人権を尊重しつつ、それぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項について必要な計画を策定し、施策を実施するものとする。

- (1) 防犯に対する意識の啓発
- (2) 市民、事業者及び土地建物所有者等による自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 犯罪の防止を目的とする環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の計画の作成に当たっては、市民、事業者及び土地建物所有者等の意見を反映させ、国、県、警察署及び防犯関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、地域の防犯活動を推進するとともに、市が実施する防犯に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する防犯に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域における防犯活動を推進するとともに、市が実施する防犯に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯推進会議の設置)

第8条 市に、ふじみ野市防犯推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、犯罪の現状把握に努めるとともに、犯罪防止に係る次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 自主的防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯に関する関係機関及び市民団体等が行う防犯活動の協力体制及びその内容に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪のない安心なまちづくりを推進するために必要な事項

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。